

「建築物に係る消防法令等適合状況の情報提供」制度について

1 概要

全日本不動産協会横浜支部の会員（以下「会員」という。）が、買主等に対する重要事項説明時等において、横浜市消防局（以下「消防局」という。）から情報提供されている当該建築物の消防法令等適合状況について説明することができます。

2 背景

建築物に対する消防用設備等の設置・維持・管理や消防用設備等の点検実施及び報告などについては、法令で義務づけられていますが、遵守されていないケースがあり、中古物件の売買や貸借契約における説明が不十分でトラブルとなった実例も寄せられています。他県においては、消防用設備等未設置の紛争実例として、最終的に和解となったものの、宅地建物取引業者が多額の和解金を支払った例があります。

こういったトラブル防止も含め、建築物の所有者等の防火に関する意識の向上及び買主等への安全・安心を提供する枠組みが必要と考えたものです。

3 期待される効果

- (1) 会員：自身が管理している建築物の違反がなくなり、安全な建築物を提供することで、企業のコンプライアンス意識の向上につながります。
- (2) 売主（所有者）：法令遵守の責任が徹底されます。
- (3) 買主等：安全な建築物を選択することができます。
- (4) 消防局：違反の未然防止を図ることができます。

4 情報提供できる建築物について

横浜市内の防火対象物（別紙1参照）（分譲住宅を除く。）

※消防局が把握していない防火対象物については、情報提供できません。

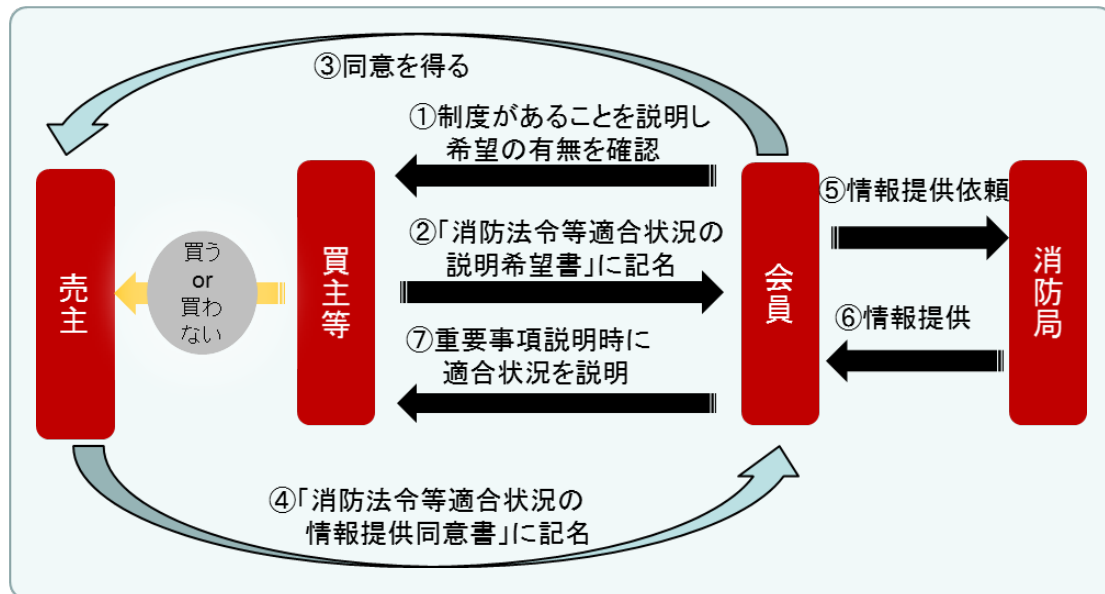
5 情報提供の具体的内容について（別紙2参照）

- (1) 消防用設備等点検結果報告の状況
- (2) 消防用設備等点検結果報告書に基づく不備事項の有無
- (3) 違反公表の状況

※建物全体の情報になります。

※情報提供依頼を受けた時点で、各種届出及び検査等により消防局が把握している情報になりますので、実態と異なる場合があるため、注意してください。

6 情報提供の流れ（別紙3参照）



※会員は、買主等の説明希望と売主（所有者）の同意を得る必要があります。

※会員は、情報提供依頼時、別紙4「情報提供依頼書」、別紙5「消防法令等適合状況の説明希望書」及び別紙6「消防法令等適合状況の情報提供同意書」を消防局に送付します。

※建物を複数の者で所有している場合は、所有者全員の同意が必要です。

7 情報提供までの期間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く14日以内

8 消防局指導課への情報提供依頼方法

依頼方法：電子メール

宛先：消防局指導課（sy-shidou@city.yokohama.jp）

件名：消防法令等適合状況の情報提供依頼

本文：所属する不動産団体名、依頼する会員の社名、担当者名、連絡先を入力

添付ファイル：「情報提供依頼書」（別紙4）

「消防法令等適合状況の説明希望書」（別紙5）

「消防法令等適合状況の情報提供同意書」（別紙6）